

# 特定福祉用具販売に係る証明書について

特定福祉用具の販売については都道府県による指定を受けた指定特定福祉用具販売事業者が行うこととされております。指定特定福祉用具販売事業者の人員、設備、運営の基準については「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（基準省令）」にて定められています。基準省令第213条では、指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払いを受けた場合は、以下の書面を利用者に対して交付しなければならない旨が定められています。

## 《交付する書類》

- ① 提供した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
- ② 領収書
- ③ 当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要

このうち、①の証明書については、以下の項目を記載するものとされています（老企第25号）。

## 《証明書に記載する事項》

- a. 当該指定特定福祉用具事業所の名称
- b. 提供した特定福祉用具の種類の名
- c. 品目の名称
- d. 販売費用の額
- e. その他保険給付の申請のために必要と認められる事項

この証明書については厚生労働省より統一様式が示されていないため、必要事項を満たせば任意の様式となりますが、参考として様式の例をお示しします。

なお、福祉用具の販売日と購入日の考え方について、販売日は納品日、購入日は入金日としています。納品日と入金日に差が生じることもあるため、特定福祉用具販売証明書には販売日を記載してください。

